

Case Note on Commercial Law

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/46093

〔判例研究〕

事前開示書類の備置懈怠と株式交換の効力

(神戸地尼崎支部判平成27年2月6日金融・商事判例1468号58頁)

村 上 裕

【事実の概要】

Y1社は、ガス器具、厨房器具及び家庭用電気製品の販売等を目的とする株式会社であり、Y2社は不動産の管理業務、経営コンサルタント業務、ガス器具及び厨房器具の販売並びにこれに伴う設備工事等を目的とする株式会社である。X1～4はいずれもY2社の株主である。

Y1社とY2社は、平成24年7月31日、Y1社を完全親会社、Y2社を完全子会社とする株式交換契約を締結した。これを受けて、同年8月31日にY2社の臨時株主総会（以下、本件株主総会という。）が開催されることになった。

X3は8月18日に、Y2社の臨時株主総会招集通知を受け取った。その通知書面に添付された、議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類の中には、「株式交換完全親会社の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容については後掲のとおりです。」「Y1社の最終事業年度に係る計算書類等 最終事業年度に係る計算書類等については後掲のとおりです。」との記載があったが、前記貸借対照表及び計算書類等は、いずれも書面に添付されていなかった。

X3は8月31日、X1・X2・X4の各委任状を持参して午前9時30分から開催された本件株主総会に出席し、総会の場において、Yらの各決算書等を閲覧謄写させるよう求めた。Y2社からは、Y2社の決算書等はY1社の西宮支店にのみ備置きがあり、本店に運ばれてくるのは午後になる旨の説明を受けたが、総会自体の議事はそのまま進行された。本件株式交換契約の承認についての

議案は、X3が反対したものの、出席株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決され、本件株主総会は午前10時頃には終了した。X3は同日午後、Y2社から、Y2社の過去5年分の決算書を渡され閲覧したが、Y1社の決算書等の閲覧は拒絶された。

X3は9月20日、Y2社代表取締役Bに対し、X1~4名義の同日付書面で、Y1社の過去5年分の決算書、株価評価の算出資料及び株主名簿並びにY2社の過去10年分の決算書及び定款を至急送付するよう求めた。

X3は9月21日午後2時頃、Bの携帯電話に上記の各書類の送付を確認する趣旨のメールを送信するとともに、携帯電話に電話をかけたが、Bは出なかった。X3は、同日午後4時頃、Y2社に電話をかけ、電話口に出たDをY2社の従業員と思い、Y1社の決算書等を閲覧するために今からY2社の本店を訪問して閲覧したい旨伝えて、同人から承諾を得た。X3は、同日午後4時30分頃、Y2社の本店を訪問したところ、Dから、Y1社の決算書等の閲覧をさせてはならないとBから指示されている旨の話を聞き、結局Y1社の決算書等の閲覧はできなかった。

X3は9月26日、Y2社に電話をかけ、Bに対し、Y1社の決算書等をY2社の本店で開示するように求めた。しかし、Bは、前記決算書等はY1社の西宮支店にしか備え置いておらず、Y2社の本店には備え置いていない旨答え、今後の対応については公認会計士に相談すると述べた。

X3は9月28日、同月20日にB宛ファックスで送信したX1~X4名義の同日付け書面をY2社の本店に持参し、Bに対し、Y1社の決算書等の閲覧謄写を求めた。しかし、Bは、前記決算書等はY2社の本店には備え置いておらず、閲覧等するためにはY1社の西宮支店を訪問するしかない旨答え、前記決算書等の閲覧等を拒否した。

Y2社は、同日午後8時過ぎころ、X3に対し、Y1社の第33期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）決算報告書及びY2社の定款を、ファックスで送信した。Y2社から前記決算報告書等と共にX3宛にファックスで送信さ

れた書面中には「本日は、せっかくお越しいただきましたが、書類をお渡しする事ができず申し訳ありませんでした。」との記載があった。Y2社の取締役Eは、同日深夜、上記のファックス送信と同じ決算報告書等の文書を、X3方に投函した。

X3は、後日、Y1社の西宮支店を訪問した際、Eから、Y1社の直近の計算書類はY2社の本店に備え置くことが法律上義務付けられているにもかかわらず、Y2社がこれを怠っていたため、Bの指示に従って、誠意を示す目的で、ファックスでの送信に加えて前記文書の投函を行った旨の説明を受けた。

X1～X4は、株式交換契約の内容等を記載した書面等の備置きに懈怠があり、また本件株式交換契約を承認する株主総会決議が不存在であるとして、本件株式交換の無効を求めて訴えを提起した。

【判旨】 請求認容（確定）

「株式交換完全子会社は、法定の備置期間中、…法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない（会社法782条1項、2項、同法施行規則184条。以下、前記書面又は電磁的記録を「備置書面等」という。）。

…したがって、Y2社は、遅くとも本件株主総会の日の2週間前の日である平成24年8月17日から本件株式交換が効力を生ずる日である同年10月1日後6箇月を経過する日までの間、本件株式交換契約についての備置書面等をその本店に備え置かなければならなかったことになる。」

そして事実概要記載の諸事実を認定した上で、「…上記の事実によれば、平成24年8月17日から同年9月28日頃までの間、Y2社の本店において、本件株式交換契約についての備置書面等が備え置かれていなかったことを推認することができる。

…そうすると、…本件株式交換については、備置書面等が備え置かれていなかったことになるが、それは、株主等利害関係人が本件株式交換の公正等

を判断することを妨げ、株主の議決権行使等の権利行使に重大な支障を来すものである上、本件においては、Y2社の株主であるX3に現実の支障が生じているといえるから、本件株式交換の無効原因になるといえるべきである。」

【評釈】

本判決は、株式交換無効を認めた裁判例の1つであるが、事前開示書類の備置を無効原因とするものである。また、本判決および平成26年会社法改正に関連して、事前開示書類の備置を無効原因とみるか差止原因とみるかで、近時議論が展開されている。本稿では、後者についても検討を加えていく。

一. 株式交換の無効原因

従来の下級審裁判例では、東京地判平成19年2月27日(2007WLJPCA02278017)は、特例有限会社は株式交換の当事会社になり得ない(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律38条)ことを、東京地判平成19年7月2日(2007WLJPCA 07028002)は、株式交換契約において株式交換完全親会社の株式等以外の財産を対価としうる会社法768条1項2号ホの規定が会社法施行の日から1年間施行が延期されていたところ、その間になされた当該財産を対価とする株式交換を、それぞれ無効原因として挙げる。

一方学説においては、株式会社または合同会社以外の会社を完全親会社とする株式交換(会社767条参照)、株式交換契約の必要的決定事項の欠缺、株式交換契約の株主総会における承認決議の無効・不存在的し取消、株式交換契約書の内容等を記載した書面等の備置懈怠などが従来から示されている¹。もっとも、軽微な瑕疵により株式交換を無効とすると、その瑕疵に関係者が受けた不利益に比して株式交換を無効とすることによる影響が過大であ

1 江頭憲治郎『株式会社法(第6版)』(有斐閣・2015年)946・947頁、酒巻・龍田編集代表『逐条解説会社法9』(中央経済社・2016年)89頁(丸山秀平)、江頭・門口編集代表『会社法大系4』(青林書院・2008年)408~411頁(佐々木宗啓)。

るため、重大な瑕疵についてのみ認められるべきともされる²。

本件において裁判所は詳細な事実認定に基づき、書面の事前備置があったとし、株主等利害関係人の株式交換についての適切な情報に基づく議決権行使を妨げている（またX3に現実の支障が生じている）として、上記の重大な瑕疵にあたと判断している。この点、本判決の判断に異論はない。本件でXらが事前閲覧しえなかった計算書類は会社の過去5年の決算書及び株価評価の算出資料を含んでおり、それらは株式交換対価の算出に関する重要なものであることから、支持し得る³。

なお、本判決に関しては3点ほど問題になりうる点が指摘されている。1つは、本判決はX3に現実の支障が生じていることを指摘しているが、まずここでいう「現実の支障」とは具体的に何を指すのかである。ある論者は、X3による再三の要求にもかかわらず計算書類を閲覧しえなかったことを指すのではと指摘される⁴。しかしそうすると、仮に本件でY2社がX3の要求に応じ、臨時株主総会后に書類の閲覧謄写に応じていた場合には、現実の支障はなかったのか（即ち、無効原因を治癒するのか）という話にもなりかねない⁵。事前の書類備置制度が、株主が株式交換等について適切な判断を下すための情報提供として重要な意味を有している点に鑑みれば、「現実の支障」は、事前の書類備置の不備により臨時株主総会におけるX3の議決権行使が適切かつ十分な情報に基づく判断となることを妨げられたということに帰着

2 宇野総一郎編集代表『株式交換・株式移転ハンドブック』（商事法務・2015年）296頁。

3 藤林大地「本件判批」ジュリスト1492号（2016年）110頁。

4 久保大作「本件判批」私法判例リマークス52号（2016年）96頁。

5 なお差止について、取締役が特定の情報の株主への提供を懈怠したため合併差止の仮処分命令が下されても、その後取締役が株主に当該情報の提供等をし、これを理由にして事情変更による仮処分命令の取消（民事保全法38条1項）が認められれば、合併手続きを再開できるという指摘がある（齋藤真紀「不公平な合併に対する救済としての差止め仮処分」神作裕之ほか編『会社裁判にかかる理論の到達点』（商事法務・2014年）118頁）。

することになろう⁶。

第2に、X3の「現実の支障」が、株式交換無効を導くための要件の1つと解すべきか否かである。本件のように事前の書類備置懈怠の場合、X3以外の株主にとっても問題となりうるものであるため、原告株主に具体的な不利益（支障）が生じていることは要件として考えるべきではないとされる⁷。もっとも、「現実の支障」を上記のように考えるのであれば、事前の書類備置の不備を立証すれば、株主に現実の支障があったことも推認されることになる。

第3に、特定の株主に対して生じた閲覧等の不当拒絶を無効原因として他の株主が主張しうるか否か、即ち本件においてX1・X2・X4が、X3に対するY2社の事前開示書類閲覧請求拒絶を理由として株式交換無効の訴えを提起できるか、である。株主総会が集団的意思決定機関である以上、他の株主に適切な情報が提供されることは自らの利益保護との関係でも重要であるとの理由からこれを肯定する論者もいるが⁸、疑問を呈する論者もいる⁹。他の株主に対する招集手続の瑕疵をもって、株主総会決議取消の訴えの提訴権を認める最判昭和42年9月26日民集21巻7号1970頁とも類似した議論と言える。組織

6 もっとも、本件において臨時株主総会以後のX3とY2社のやり取りについてかなり詳細に認定している。事前の書類備置の不備のみを認定すれば足りるのであり、上記の認定は一見不要とも思える。この点について、本件においてはX3が再三求めたにもかかわらずY2社が請求に応じなかったことで、裁判所は書類の備置そのものがなかったものと推認していること、また本件は備置不備というよりも書類閲覧請求の不当拒絶に近い事例であることが指摘されている（笠原武朗「本件判批」ジュリスト1486号（2015年）90頁）。とすると、X3とY2社のやり取りについての認定は事前の書類備置懈怠を示すものとして、また当該瑕疵が軽微なものとはいえないものを示すものとして理解しうる。

7 笠原・前掲ジュリスト88頁、藤林・前掲110頁。なお、久保寛展「本件判批」新・判例解説Watch商法No.82 3頁（http://lex.lawlibrary.jp/commentary/pdf/z18817009-00-050821279_tkc.pdf）は、現実の支障は無効原因の補強要因であるとする。

8 藤林・前掲110頁。

9 久保（寛）・前掲4頁注8。

再編無効の訴えの無効原因について取引安全の見地から限定的に解すべきという立場からは否定説に傾きうるが、自己以外の株主にも十分な情報が提供され手続上瑕疵のない決議がなされることも株主の利益に含まれると考えるのであれば、肯定的に解すべきであろう。

二. 平成26年改正による議論の影響

従来は組織再編に対する差止請求は略式組織再編においてのみ認められていたところ、平成26年改正により簡易組織再編を除く組織再編一般に拡大された（会社784条の2・796条の2・805の2）。このため株式交換・移転においても、事後的な無効の訴えのみならず、事前の差止請求も可能となった。そこで問題となるのが、無効原因と差止原因の棲み分けであり、本判決との関係では、事前書類の備置懈怠が無効原因と差止原因のいずれに分類しうるか（あるいは両方に該当するといえるのか）である。

この点につき近時、組織再編における事前開示書類不備は差止原因として考えるべきとの有力説がある。募集株式発行における（金商法上の規制を含めた）情報開示の不備について、差止による対処が可能なケースと差止では対処し難く無効の訴えで処理すべきものに分類しうることから、組織再編における事前開示書類不備のうち、必要な情報が開示されていないケースは差止により対処可能であるので、差止原因に止まり、無効原因として主張することまで認める必要はなく、開示書類に虚偽またはミスリーディングな記載がある場合には、差止による対処は難しいので無効原因を構成するという棲み分けを主張されるのである¹⁰。もっともこの見解をとる論者は、別稿においては、本件のような閉鎖的な会社については別に考えることや、ケース

10 以上まで、笠原武朗「組織再編行為の無効原因」落合誠一先生古稀記念『商事法の新しい礎石』（有斐閣・2014年）326・327頁。また、中東正文「組織再編等」ジュリスト1472号（2014年）49頁参照。

バイケースで処理をすることもあり得ることも示唆される¹¹。前者については、株主が本件のように会社側に善処を求めているうちに、組織再編の効力が生じてしまい、組織再編の差止請求を提訴しえなくなる可能性があることや、閉鎖的な会社の場合には株式交換を無効としても第三者に与える影響が少ないことを理由にあげられる¹²。

かかる有力説について、不開示ないし必要な記載の欠缺は開示時点で気づくことができるのに対し、虚偽記載は開示（し閲覧した）時点では気づかないという考えは自然なものであるので、事前開示を利用しようとした段階で株主がすぐに気付く瑕疵については直ちに対処することを求める（即ち、差止請求のレベルでのみ処理する）のは酷ではないとして、これを支持する見解がある¹³。一方、組織再編差止が現実にとどの程度機能するのか、規定が新設されたばかりの現段階では不明であることと、もともと組織再編の無効・差止について募集株式発行のアナロジーで考えるべきではないとして、反対する見解もある（なおこの見解は、やはりケースバイケースで、法令違反の程度の重大性や差止請求の機会の有無等を事案ごとに考えるべきだとする¹⁴）。

これについて、事前開示書類不備の内容で場合分けをするのは正当ではないと考える。有力説をとる論者自身も、全部あるいは一部の不開示と、ミスリーディングな記載の不十分さとは、完全には区別しえないことは認めてお

11 笠原・前掲ジュリスト90・91頁。ケースバイケースによる処理については江頭・前掲886頁注1を参照しておられる。

12 笠原・前掲ジュリスト90頁。高橋美加・笠原武朗・久保大作・久保田安彦『会社法』（弘文堂・2016年）487頁（笠原武朗）では、少なくとも上場会社では情報不開示は差止原因に止まるとする。

13 久保（大）・前掲97頁。また、本判決の射程は平成26年会社法改正後には及ばないとする（同97頁）。

14 伊藤靖史「特別支配株主の株式等売渡請求」同志社法学67巻6号（2015年）131頁。

られる¹⁵。また株主は開示不備の場合には当該組織再編にかかる開示義務違反、即ち法令違反・差止事由の存在を認識しうるとするが¹⁶、不開示と言っても、その程度はケースによって異なりうる。組織再編時における事前開示書類の記載事項の一部を欠いているにすぎない場合に、株主において必要な情報の不開示をどこまで認識しうるのであろうか。株主は必要な情報が開示されていないことを株主総会決議段階では認識できず、後日になって不開示があることを知ったということがありえる。そのような状況において、当該不開示について株主の救済手段は差止請求のみにより、効力発生後は無効の訴えを提起できないとするのは問題があるのではないか¹⁷。本件のように貸借対照表という重要書類が開示されていない場合には、株主としては当然必要な情報が開示されていないことを認識しうるし、また会社に早急な開示を求めうるので、差止請求のレベルでのみ処理をすべきという解釈論は一定程度理解しうる。もっともこの際に有力説の論者は前述したとおり、株主側の情報開示請求に対して会社側が引き延ばし戦略を取り、差止請求可能な期間を渡過させた場合は別と考えている。しかし株主が差止の機会を逸するのは他にも様々な事情によることもありえ、事後的救済である無効の訴えに依拠すべき必要性は大きい¹⁸。また開示書類不備・情報不開示の問題は、差止請求の機会に関してのみならず、株主の株式買取請求権（会社785条等）の行使にも影響を来す。従って、開示書類不備・情報不開示それ自体が、差止請求権や株式買取請求権といった株主に対する事前救済の機会を侵害するものであり、無効原因を構成すると考えるべきである¹⁹。そして、具体的な

15 笠原・前掲落合古稀327頁、久保（大）・前掲97頁。

16 高橋ほか・前掲487頁（笠原武朗）。

17 合併等の組織再編においては効力発生前に法令違反に気づくことが困難な場合が多いことを指摘する、江頭・前掲886頁注1参照。

18 受川環大「会社の組織に関する行為の無効の訴え」法律時報82巻12号（2010年）27頁。

19 売渡株式等の取得の無効の訴え（会社846条の2）の書面備置（会社179条の5）の不備に関して同様の理由を指摘する、酒巻・龍田編集代表・前掲208頁（椽川泰史）参照。

事案においては情報不開示の程度の重大さ、即ち組織再編について適切な判断を下すための前提条件である情報提供が十分にされていたか否かによって、当該組織再編が無効にあたるか否かを判断すべきではないか²⁰。開示書類不備・情報不開示ないし必要な記載の欠缺によって責めを負うのは、情報開示・書類備置義務を負っている会社であるべきであり、不開示や記載欠缺を認識し得なかった株主側が負うべきではない。

もっとも、情報不開示が無効事由・差止事由たりえるとして、どの「情報」の不開示が問題となりうるのかという別の論点がある。例えば近時、組織再編の対価の相当性に関する事項（会社施行規則182条1項1号・3項）について、第三者機関から対価の相当性に関する評価を受けた場合には、当該第三者機関の独立性について株主に開示すべきであり、不開示の場合には差止事由たりうるとの解釈論ないし立法論が提示されている²¹。私見はこれを支持するが、実務に与える影響を懸念する見解もあり²²、さらなる検討が必要であろう。

20 なお、大判昭和19年8月25日民集23卷524頁（合併契約書の記載不備が合併無効とされた事例）に関連して、合併契約書の記載から比較的容易かつ確定的に推測できるのであれば、必ずしも法定事項の記載を厳格に求める必要はなく、ただ、契約書外の事情を勘案してある程度複雑な推理を働かせなければいけない場合は、記載不備をもって無効とすべきとの見解がある（田村諄之輔「判批」鴻・竹内・江頭編『会社判例百選（第5版）』（有斐閣・1992年）187頁）。

21 飯田秀総「組織再編等の差止請求規定に対する不満と期待」ビジネス法務12卷12号（2012年）80・81頁、白井正和「組織再編等に関する差止請求権の拡充」川嶋四郎・中東正文編『会社事件手続法の現代的展開』（日本評論社・2013年）220頁。

22 太田洋・野田昌毅・安井桂大「組織再編の差止請求およびキャッシュ・アウトの差止請求に関する実務上の論点（下）」金融・商事判例1472号（2015年）7頁。